

医療保険制度の財政構造表（令和４年度）

1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・ 65歳未満 … 制度間の財政調整は基本的になく各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・ 前期高齢者 … 前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・ 後期高齢者 … 医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分（被用者保険間は全面総報酬割）で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

3. 留意点

① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・ 令和４年４月～令和５年３月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・ 医療給付費は医療保険の給付費であり、公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・ 患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

② 公費

- ・ 公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費（医療給付相当分に限る。）等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・ 市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

③ 所要保険料

- ・ 所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・ 実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

医療保険制度の財政構造表　－令和4年度－（4－3ベース）

（単位：億円）

	協会健保	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村国保	国保組合	国保計	特別負担調整（※）	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	81,521	51,956	8	235	17,032	150,752	101,083	5,795	106,878		257,630	179,647	437,277
患者負担	17,764	11,276	2	49	3,667	32,758	15,706	1,206	16,912		49,670	15,103	64,772
給付費	63,757	40,680	6	186	13,365	117,995	85,377	4,588	89,965		207,960	164,544	372,504
給付費（前期調整対象除く）	50,997	36,920	4	141	12,634	100,697	32,678	3,238	35,916		136,613	164,544	
所要保険料（軽減後）	42,634	36,195	4	114	12,634	91,580	11,061	2,028	13,090		104,669	14,470	
公費	8,364	725	0	28		9,117	21,617	1,210	22,827		31,944	82,895	
交付金（他制度からの移転）							－0		－0		－0	67,178	
前期財政調整対象分	26,345	17,046	1	70	4,791	48,253	20,167	1,857	22,025	20	70,298		
給付費（前期調整対象分）	12,760	3,760	2	45	731	17,298	52,699	1,350	54,049		71,347		
前期財政調整（給付費分）	13,585	13,286	－1	25	4,060	30,955	－32,532	507	－32,025	20	－1,049		
所要保険料（軽減後）	22,024	17,046	1	70	4,791	43,932	6,826	1,157	7,983		51,915		
公費	4,321		0			4,321	13,341	700	14,041	20	18,382		
交付金（他制度からの移転）							0		0		0		
後期高齢者支援金	23,778	23,270	9	77	7,715	54,850	11,526	1,854	13,379		68,229		
後期支援金（加入者割）			10			10	15,924	1,448	17,372		17,382		
後期支援金（総報酬割）	21,925	20,680		73	6,797	49,475	－	322	322		49,796		
前期財政調整（加入者割）			－1			－1	－4,398	55	－4,343		－4,344		
前期財政調整（総報酬割）	1,853	2,590		4	918	5,366	－	29	29		5,395		
所要保険料（軽減後）	23,778	23,270	8	77	7,715	54,849	4,711	1,259	5,970		60,819		
公費	－		1			1	6,815	594	7,409		7,410		
交付金（他制度からの移転）							0		0		0		
退職拠出金（保険料負担）	－0	－0	－	－0	－0	－0	－	－0	－0		－0		
財政負担計	101,120	77,235	15	289	25,140	203,799	64,371	6,949	71,320	20	275,140	97,366	372,505
所要保険料（軽減後）	88,436	76,510	13	261	25,140	190,360	22,598	4,444	27,043		217,403	14,470	231,873
65歳未満	81,643	74,413	10	249	24,642	180,956	12,395	3,894	16,289		197,246		
前期高齢者	6,793	2,096	4	13	498	9,404	10,203	550	10,753		20,157		
公費	12,684	725	1	28		13,439	41,773	2,505	44,278	20	57,737	82,895	140,632
国	12,684	725	1	28		13,439	29,570	2,505	32,075	20	45,534	52,788	98,322
都道府県							9,772		9,772		9,772	16,335	26,107
市区町村							2,431		2,431		2,431	13,772	16,203

加入者数（万人）	3,994	2,826	2	11	921	7,754	2,388	266	2,654		10,408	1,874	12,282
65歳未満	3,665	2,726	1	10	899	7,300	1,326	233	1,559		8,859		
前期高齢者	329	100	0	1	22	453	1,062	33	1,095		1,549		

総報酬（億円）	1,007,294	949,991		3,365	312,371	2,273,021		14,773	14,773		2,287,795		
65歳未満	929,920	923,960		3,202	306,181	2,163,265		13,630	13,630		2,176,894		
前期高齢者	77,373	26,031		163	6,190	109,757		1,144	1,144		110,901		

加入者1人当たり所要保険料（万円）	22.1	27.1	8.1	23.5	27.3	24.6	9.5	16.7	10.2		20.9	7.7	18.9
所要保険料率（医療給付分）	8.8%	8.1%		7.8%	8.0%	8.4%							

（※）「特別負担調整」には、特別負担調整において国が支払基金に対して交付する額を計上している。（全ての特別負担調整対象保険者に係る特別負担調整対象額から負担調整対象額を控除した額の総額の二分之一）